

平成 30 年愛南町告示第 62 号

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例違反への対応について次のとおり公告する。

平成 30 年 12 月 20 日

愛南町長 清水 雅文

町内にて電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する設備を利用し、発電を行う事業については、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例(平成 28 年条例第 32 号。以下「条例」という。)においてその取扱いを定めているが、条例の対象事業であっても届出をせず、又は町との協議が終了しないまま事業に着手している事例が見受けられる。

今後、条例に違反している以下の事例については、次のとおり取り扱う。

- 1 法第 9 条第 3 項に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画における事業区域内での樹木の伐採、土地の造成(以下「伐採等」という。)を行うときは、条例第 8 条第 2 項に規定するとおり着手前に町長に届け出て許可を得なければ、条例違反とみなす。
- 2 この告示の公表前に着手した伐採等であっても、条例第 8 条第 2 項の許可を得ずに実施しているときは、速やかに町長に届け出て許可を得なければ、条例違反とみなす。

この告示の公表後 2 か月が経過しても条例違反の状態が続くときは、事業者に対し文書による指導を行い、違反状態の解消を求めるとともに、違反状態が解消されないときはその事実を公表する旨を通知する。この場合において、更に 1 か月が経過しても違反状態が解消されないときは、町ホームページ及び掲示板によりその事実を公表するとともに、四国経済産業局へ通知する。